

新型コロナウイルス感染症の市の対応について

八王子市では、昨日の緊急事態宣言発令後も引き続き、社会・経済活動に関連する就労等に従事し、やむなく家庭で保育ができない世帯の子ども（児童）を保育するため、認可保育園や学童保育所等の事業を下記のとおり継続することとしましたので、お知らせします。（4月8日時点）

記

1 認可保育園等の事業継続について

認可保育園等の規模を縮小して開園します。在宅で子どもをみることができる保護者に対しては、登園の自粛を要請します。

(1) 期 間 4月8日（水）～5月6日（水）

(2) 施 設 認可保育園、認定こども園、家庭的保育、事業所内保育、小規模保育

<問い合わせ> 子ども家庭部保育幼稚園課長 吉森 042-620-7247

2 学童保育所の事業継続について

やむなく家庭で保育ができない世帯に対して、次のとおり規模を縮小して開所します。なお、利用希望者は、個別に申し込みを行い、児童青少年課の利用承認が必要です。

(1) 期 間 4月8日（水）～5月2日（土）

(2) 施 設 原則、小学校ごとに1施設の開所

(3) 開所時間 午前8時30分から午後6時30分まで
※延長保育は実施しない。

<問い合わせ> 子ども家庭部児童青少年課長 小池 042-620-7246